

板橋・池袋で開催!

こんな方は要注意!



よくあるトラブル事例は裏面へ

司法書士・税理士が対応

無料

相続の無料相談会

先着順

事前予約制

日程① 2/3 [土] 4 [日] 5 [月] 6 [火] 7 [水] 8 [木] 9 [金]

日程② 3/2 [土] 3 [日] 4 [月] 5 [火] 6 [水] 7 [木] 8 [金]

相談会場 1 2/3 (土)、4 (日) 板橋区立文化会館

相談会場 2 2/5 (月)~9 (金)、3/2 (土)~8 (金) 司法書士法人 池袋法務事務所

相続手続き・相続税の専門家がお悩みにお応えします!

ご存知ですか?相続の最新情報

立て続けに、相続や生前贈与に関する制度が改正・新設されています。この機会に、ご自身やご家族が大丈夫かどうか、確認しましょう!

1 相続登記が義務化。手続きをしないと10万円の“罰金”に!?

2 相続したけれど、不要な土地を国に引き取ってもらえる制度が開始(国庫帰属制度)

3 生前贈与のルールが大幅に変更。相続対策の贈与ができなくなる?



司法書士

相続手続きのご相談はお任せください!

司法書士法人 池袋法務事務所

代表司法書士 方橋 慶二

●東京司法書士会 登録番号 第6700号

相続HP

池袋 相続

検索



<https://ikebukuro-isansouzoku.com/>



税理士

相続税のご相談はお任せください!

円満相続税理士法人

税理士 加藤 海成

●東京税理士会 登録番号143258

相続HP

円満相続

検索



<https://osd-souzoku.jp/>

税理士と無料相談を希望される場合は、司法書士が相談内容を伺った上で別の日を設定させていただきます。

提携企業

ミサワMRD特約店
クレPASS不動産

代表取締役 日本不動産仲裁機構 登録調停人
宅地建物取引士 相続支援コンサルタント

藤沢 茂

MISAWA-MRD 不動産相続の無料相談窓口



HP <https://qurepass.com/>

クレパス 不動産

検索



相続の無料相談会概要

日時
場所

会場 1 2/3 (土) 4 (日) [10:00~20:20]
板橋区立文化会館 第2会議室
〒173-0014 東京都板橋区大山東町51番1号

会場 2 2/5 (月)~9 (金)
3/2 (土)~8 (金) [10:00~20:20]
司法書士法人池袋法務事務所
〒171-0021 東京都豊島区西池袋五丁目17番11号
ルート西池袋ビル3F



ご相談予約枠

①10:00 ②11:20 ③12:40 ④14:00 ⑤15:20 ⑥16:40 ⑦18:00 ⑧19:20 (1組あたり60分)

ご予約
ダイヤル

予約受付:池袋相続・遺言相談室

03-3987-1321

※事前予約制(お気軽にお電話ください)

主催

Ikeho

司法書士法人
池袋法務事務所



重要

相続登記が義務化。

相続
手続きの

放置は厳禁

です!

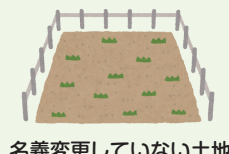
(令和6年4月1日~)

このようなケースでは、不動産に関するトラブルに注意!

ケース
1

過去に相続した土地を名義変更していない場合

相続した土地を名義変更しないまま放置すると、所有者が不明確になり土地の管理や売却に際して問題が生じる可能性があります。また相続人間での所有権トラブルに発展するリスクがあります。



土地の所有者が不明確



ケース
2

今後、住む予定のない不動産を相続した場合

維持費(修復、管理など)、管理費用が掛かり、固定資産税(税金)を払い続けなくてはならないなど不動産を保持していることで負担になることがあります。



維持費

負担

管理費用

固定資産税



ケース
3

納税資金を融通しないといけない場合

相続税は、原則として現金で納めるルールであり、相続発生後10ヶ月以内に相続税を納付する必要があります。それを超えると追加で延滞税を納めなければなりません。



10ヶ月以内に
現金で納める

ケース
4

借地権の相続が発生している場合

土地が借地で、建物は別の方の名義である場合の相続手続きは、気を付ける必要があります。地代の値上げを要求される場合があったり、本来は支払う必要のない手数料を要求されていたり。一度、専門家のセカンドオピニオン(無料相談)を受けることをおすすめします。



重要

相続税申告が必要かもしれません!



以下のようなお悩みのある方は、ぜひご相談ください!

- ✓ 相続税がかかるかどうかわからない
- ✓ 相続税を少しでも安く済ませたい
- ✓ 初めての相続税申告で何から始めたら良いかわからない
- ✓ 相続税申告書を作成してみたが行き詰まってしまった



このような方はご注意ください!相続税がかかる可能性があります!



**3,600万円以上の
相続財産をお持ちの方**



**亡くなった方が、
子・孫名義で預金されていた方**

これらのケースに当てはまる方は、
今すぐ**無料相談会**にお越しください。



手続きを放置したり先延ばしすると将来のトラブルにつながります。また、認知症を発症してからではできない対策がたくさんあります。今からでも、今だからこそ有効な制度の活用方法をお伝えします。



司法書士



税理士

私たちがギモンにお応えします!